

資料紹介

ロシア連邦の新エコロジー立法

直川 誠 蔵

1) 以下に取り上げる、ロシア連邦の新エコロジー立法は、1991年12月19日ロシア連邦最高ソビエトによって採択された「自然環境保護に関するロシア連邦法律」であり、その原題は Закон Российской Федерации «Об охране окружающей природной среды» である。

周知の通り、1922年12月末に結成されたソ連(ソビエト社会主義共和国連邦)はほぼ70年の歴史を閲して1991年12月末に消滅し、「独立国家共同体 (СНГ, 英字表記 CIS)」なるものに組織がえになったのであったが、本法はまさにその直前の時期にイェーリツィン大統領によって率いられるロシア連邦において採択されたのであった。

2) 1985年に始まったゴルバチョーフのペレストロイカの時期は、それ以前の画一的・硬直的「社会主義」政治の負の遺産としての経済的不振からの脱却をはかって、ある意味では一からの出直しを試みた時期であった。そしてその出端をおそったのは翌年86年4月のチェルノービリ原発事故であった。また、中央アジアのアラル海周辺の環境災害、セミパラチンスク核実験場付近の放射能災害、その他無数とさえいって良い自然環境破壊の進行状況がグラスノスチのかけ声とともに旧ソ連の人々の知るところとなっていった。またその後において、市場経済制への本格的移行に伴って不可避免的に生ずるであろう環境への悪影響を憂え、これへの法的予防策の必要性も痛感された。かくして61年ロシア共和国自然保護法にかわる新しい、より完備した立法が企図された。なお61年法は M. I. ゴールドマン著、都留重人監訳『ソ連における環境汚染』岩波書店、1973年、巻末に稲子教授によって翻訳紹介されている。

3) 1988年1月の党と政府の共同決定「国内における自然保護事業の根本的ペレストロイカについて」における呼びかけに答えて作成提出された立法原案

は、ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所案（O. S. コルバーソフ教授を中心とする）及びモスクワ大学案（V. V. ペトローフ教授）のふたつであった。審議の結果採択されたのは後者であった。ペトローフ教授の原案は、違反に対するサンクションを明確に定めた「牙の多い」ものであったが、軍産複合体および関連省庁の抵抗・妨害にあつて、いったんは誰の興味も引かないような惨めな姿になってしまったが、ロシアの再生とともに、1991年2月に原案が息を吹き返し、ロシア最高ソビエトに新たに審議のため提出されたのであった。

4) 本新法の基本的な特徴を要約して以下に列挙する。

(あ) 本法は、その規制対象からいって、個別的限定的な性格ではなく、きわめて一般的な性格を有する。すなわちその対象は、「自然保護的諸関係」、すなわち全体としての自然環境の保護・保全に向けられた、社会と自然との間の相互関係の分野における社会的諸関係である。

(い) 本法の全体を貫く基本路線は、端的にいって、エコロジーとエコノミーとの科学的に根拠ある調和であり、そのさいひとの健康にもっとも重きが置かれる。

(う) そのような調和を保障する方法は、経済主体に自然環境の保護を強制する柔軟な経済的刺激と、エコロジー的違法にたいする厳格な行政的作用手段とを一体化した法的規制である。

(え) さきに述べたところと関連するが、本法は一般的・総合的性格を有するため、個々の汚染源の域をこえ一定の経済空間領域全体のエコロジー状態の保全に目を配ることとなる。

(お) 本法において、ひとは自然環境に一定の作用を及ぼし、否定的な影響が生じた場合には法律にしたがって一定の責任をおう主体として、またそのようなひとの否定的な作用にたいしてその中止と被った損害に対して賠償を請求する権利を有する客体として両面から考察されている。

(か) 本法は、さまざまな自然保護立法の頂点に位置するものであつて、他の法令に本法の規定に反する定めがある場合にはその効力を失う。

5) 翻訳の底本としたのは下記参考文献(1)である。この資料は早大比研とモスクワ大法学部との共同研究開始にともない、訳者が1992年9月同学部を訪れた際に前記ペトローフ教授から直接献呈を受けたものである。ここに、同教授らによる序言とともに新立法の内容をすべて紹介できる事はきわめて喜ばしい。同教授のご好意に感謝の意をあらわす次第である。

時あたかも、わが国において「環境基本法」の政府原案が固まった事が報じ

られた（読売93年3月9日づけ夕刊）。わが国の立法の問題点を考察するに当たり、比較法的観点から参考にすべき点が少なくないものと確信する。

- 参考文献：(1) Закон Российской Федерации об охране окружающей природной среды, Москва, Изд. “Республика”, 1992.
- (2) В. В. Петров, Экологический кодекс России (к принятию Верховным Советом Российской Федерации закона “Об охране окружающей природной среды”, Вестник Московского университета, серия 11, право, 1992, No. 3.
- (3) 直川誠蔵 ペレストロイカの現段階におけるソ連の環境汚染と対策, 比較法学 23巻2号。
- 注 本法において「エコロジー的鑑定」とは環境影響評価（アセスメント）のことであり, экологическая экспертиза の直訳である。

自然環境保護に関するロシア連邦法律
(1991・12・19採択)

- 第一篇 総則
(1-10条)
- 第二篇 健康で好ましい自然環境にたいする市民の権利
(11-14条)
- 第三篇 自然環境保護の経済的メカニズム
(15-24条)
- 第四篇 自然環境の質に関する基準設定
(25-34条)
- 第五篇 国家的エコロジー的鑑定
(35-39条)
- 第六篇 企業, 施設およびその他の客体の配置, 設計, 建設, 再建, 操業開始の際におけるエコロジー的要求
(40-44条)
- 第七篇 企業, 施設およびその他の客体の操業ならびにその他の活動の実施の際におけるエコロジー的要求
(45-57条)
- 第八篇 エコロジー的非常事態
(58-59条)

- 第九篇 特別に保護される自然的領域および客体
(60-67条)
- 第十篇 エコロジー・コントロール
(68-72条)
- 第十一篇 エコロジー教育, 研究
(73-77条)
- 第十二篇 自然保護の分野における紛争の解決
(78-80条)
- 第十三篇 エコロジー的違法に対する責任
(81-85条)
- 第十四篇 エコロジー的違法反によって引き起こされた損害の賠償
(86-91条)
- 第十五篇 自然環境保護の分野における国際協力
(92-94条)
- 付: 底本の序言

自然環境保護に関するロシア連邦法律

(1991年12月19日採択)

自然とその富はロシア諸人民の国民的財産であり、またこれら諸人民の安定した社会的・経済的發展およびひとの福祉の自然的基礎である。

本法は組織的、法的、経済的および教育的作用手段と一体となってロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の領土内におけるエコロジー的秩序の形成ならびにエコロジー的安全の保障を促進することをその使命とする。

第 1 篇 総則

第 1 条 **ロシア連邦自然保護立法の任務**
ロシア連邦の自然保護立法の任務は、自然の富およびひとの自然的生活条件の

保護、経済的およびその他の活動のエコロジー的に有害な影響の防止、自然環境の質の健康化および向上、ひとの現在および未来の世代のための適法性および法

秩序の強化を目的とした、社会と自然との相互作用の領域における諸関係の規制である。

第2条 ロシア連邦自然保護立法の体系

ロシア連邦における自然保護的諸関係は、本法および本法に照応して定められるロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の立法によって規制される。

第3条 自然環境保護の基本原則

自然環境の状態にたいして否定的影響を及ぼす経済的、行政的およびその他の活動を実施する際には、人民代議員ソビエト、その他の国家機関、企業、施設、組織、ならびにロシア連邦の市民、外国の法人および市民、無国籍者は以下の基本原則に従わなければならない：

ひとの生命および健康の優先、ならびに住民の生活、労働、および休息にとって好適なエコロジー的條件の保障の優先；

健康で生命にとって好適な自然環境に対する人の権利の現実的保障を確保する、社会のエコロジー的利益と経済的利益との科学的に根拠ある調和；

自然の諸法則、自然環境の潜在的能力、自然資源の再生産の必然性および自然環境とひとの生命に対する回復不可能な結果の回避を念頭においた自然資源の合理的利用；

自然保護立法の規定の遵守、規定違反に対する問責の不可避性；

自然保護の課題の解決における作業の公開性および社会团体・住民との密接な

結びつき；

自然環境保護における国際協力。

第4条 自然環境保護の客体

1. ロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の領土内において汚染、損壊、損傷、涸渇、破壊から保護されるのは以下に示すものである：

自然の生態学的諸システム、大気中のオゾン層；

土地、地下資源、地表水および地下水、大気、森林およびその他の植生、動物界、微生物、遺伝的フォンド、自然景観；

2. 国家的自然保存区^{ザパツェードニク}、自然利用規制区、国民自然公園、天然記念物、動・植物の珍種および絶滅の危機に瀕している種ならびにその生息・群生地は特別に保護される。

第5条 自然環境保護の分野におけるロシア連邦最高ソビエトの権限

自然環境保護の分野での諸関係の規制においてロシア連邦最高ソビエトの排他的権限に属するのは以下に示すものである：

自然環境保護の分野における国家的政策の基本方向の決定；

国家的エコロジー・プログラムの承認；

自然環境保護の分野における諸関係の規制の法的基礎の決定；

自然環境保護、天然資源利用およびエコロジー的安全の保障の分野における人民代議員ソビエトの権限、行政諸機関の組織・活動手続の決定；

ロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の領土内におけるエコロジーの非常事態地帯およびエコロジーの災害地帯の法的レジーム、ならびに被災市民の法的地位およびこれら地帯の秩序保全の確立。

ロシア連邦最高ソビエトは、ロシア連邦憲法および本法に従って自然環境保護および自然資源利用、エコロジー的安全の保障の分野におけるその他の問題をも審議することができる。

第 6 条 自然環境保護の分野における ロシア連邦政府の権限

ロシア連邦政府は自然環境保護の分野において：

国家的エコロジー政策の実現をはかる；

ロシア連邦、ロシア連邦構成共和国の国家的エコロジー・プログラム、国家間および地域的エコロジー・プログラムの作成および実現を保障する；

自然環境保護の分野におけるロシア連邦の領土内の省、庁、その他の施設および組織の活動を調整する；

予算外の連邦的エコロジー・フォンドの設立・利用の手続きを定める；

自然環境の状態に関する年次国家報告書の作成および頒布を組織する；

汚染物質の自然環境への排出および放出のエコロジー的基準指数、自然資源の利用限度、産業廃棄物の地域的配置の設定および承認の手続きを定める；

自然資源の利用、自然環境の汚染、産業廃棄物の地域的配置、その他の種類の有害な作用にたいする料金およびその限

度額の決定手続きを定める；

特別に保護される自然領域および自然の客体の指定およびこれらのもののロシア連邦自然保存フォンドへの編入に関する決定を採択する；

市民に対する全般的継続的エコロジー教育の制度を組織する；

自然保護立法に対する違反があった場合、所有形態および所属の如何を問わず企業、施設および組織の活動の中止に関する決定を採択する；

住民に対して必要なエコロジー的情報を保障する；

自然環境保護の分野におけるロシア連邦の対外関係を指導する。

ロシア連邦政府は本法に従って、その他の権限をも行使することができる。

第 7 条 自然環境保護の分野において 特別に権限を与えられたロシア連邦の国家機関の権限

自然環境保護の分野において特別に権限を与えられたロシア連邦の国家機関の権限に属するのは以下に示すものである：

ロシア連邦における自然環境保護の分野における総合的管理、自然環境保護および天然資源の利用の諸問題に関する統一的科学技術政策の実施、この分野における省、庁、企業、施設および組織の活動の調整；

土地、地下資源、地表水および地下水、大気、森林およびその他の植生、動物界、自然資源、大陸棚および経済水域の利用および保全、ならびにエコロジー的安全

基準の順守にたいする国家的コントロール；

自然環境のモニタリングの組織化，国家自然環境状態観測庁の設置およびその活動の保障；

基準指数，規則の承認，天然資源の利用の規制ならびに自然環境の汚染およびその他の有害な作用からの保護に関する標準規格の作成への参加；

国家的エコロジー的鑑定の実施；

省，庁，企業，施設および組織からのエコロジー的情報の無料受領；

住民に対するエコロジー的情報の保障；

産業廃棄物，都市的・日常生活的廃棄物およびその他の廃棄物の埋立て（集積），汚染物質の自然環境への排出および放出，天然資源の利用にたいするロシア連邦の立法に合致した許可の交付；

その操業が自然保護立法，天然資源の使用に対するライセンスに対する違反を伴って，また汚染物質の排出および放出限度の超過を伴って行われる場合，所有形態および所属の如何を問わず，企業およびその他の客体の活動の制限もしくは停止；

自然保護立法違反の結果として引き起こされた損害の賠償を求める訴の提起；

国家的，国家間および地域的エコロジー・プログラムの作成；

自然環境保護および天然資源利用の分野における行政法違反に関する事件の調査作成および審理；

天然資源の登録および評価，連邦的天

然資源台帳の整備；

ロシア連邦自然保存フォンドの管理，ロシア連邦レッド・ブックの整備，自然保存事業の組織化；

全般的継続的エコロジー教育制度の組織化への参加；

自然環境保護の分野において特別に権限を与えられたその他の国家行政機関の活動の調整；

自然環境保護の分野における国際協力の実現，国際的経験の研究，総括および普及，自然環境の分野における国際協定に従ったロシア連邦の義務の遂行の保障。

自然環境保護の分野において特別に権限を与えられたロシア連邦の国家機関の，その権限に属する問題に関する決定は，すべての法人および市民にとって義務的であり，また裁判手続きによって不服申し立てがなされ得る。

第8条 自然環境保護の分野における ロシア連邦構成共和国，自治 州，自治管区の権限

自然環境保護の分野においてロシア連邦構成共和国，自治州，自治管区の管轄に属するのは以下に示すものである：

自然環境保護の基本的方向の決定およびエコロジー・プログラムの承認；

天然資源の状態の登録および評価，エコロジー的に有害な客体の登録，天然資源台帳の整備；

自然環境保護，天然資源利用の計画化，エコロジー・プログラムの財政的および資材・技術的裏付け；

国家行政機関、企業、施設、組織の自然保護活動の調整、自然環境保護の諸措置の実施のための資金の自発的共同化の促進；

土地、地下資源、水、森林およびその他の植生、動物界を利用する権利ならびに産業廃棄物、都市的・日常生活的廃棄物およびその他の廃棄物の地域的配置、加工処理、埋立て（集積）に関する許可の交付；

天然資源の使用に対する、また有害物質の排出および放出に対する料金の定額一覧表の決定；

エコロジー的観測庁の指導、国家的エコロジー的鑑定の実施；

国家的エコロジー的コントロール、自然環境に有害な影響を及ぼす客体の活動の制限、停止、中止に関する決定の採択；

自然保全事業の組織化；

エコロジー的教育、啓蒙；

住民に対する必要な生態学的情報の保障；

ロシア連邦の権限に属しないその他の問題の検討。

第9条 自然環境保護の分野における^{クライ}道、州の権限

自然環境保護の分野において道、州の権限に属するものは以下に示すものである：

自然環境保護の基本的方向の決定およびエコロジー・プログラムの承認；

自然環境、天然資源の状態の登録および評価、エコロジー的に有害な客体の登録、台帳帳簿の整備；

所有形態および所属の如何に関わらず、当該地域の領土内に存在する企業、施設および組織において生み出される産業廃棄物および使用済み製品の数量の登録および評価；

自然環境保護の計画化、自然保護プログラムの財政的および資材的・技術的裏付け；

国家行政機関、企業、施設、組織の自然保護活動の調整、自然環境保護の諸措置の実施のための資金の自発的共同化の促進；

所有形態および所属の如何を問わず、企業、施設、組織のエコロジー的観測部門の活動の調整、プロジェクトに対するエコロジー的鑑定の実施；

国家的エコロジー的コントロール、自然保護立法の規定を満たさない客体の活動の制限、停止、中止に関する決定の採択；

エコロジー的に有害な客体の建設の禁止；

自然環境およびその資源の利用権、有害物質の排出および放出、廃棄物の地域的配置、加工処理、集積および埋立てに対する許可の交付；

産業廃棄物および日常生活廃棄物の収集および再生の組織化；

自然特別保護地域の組織化；

エコロジー的教育および啓蒙の組織化；

住民に対する必要なエコロジー的情報の保障。

第10条 自然環境保護の分野における

地方自治機関の権限

自然環境保護の分野において地方自治機関の権限に属するのは以下に示すものである：

市の自然環境保護の基本的方向の決定，エコロジー・プログラムの作成；

所管領域の自然環境および天然資源の状態の登録および評価；

所有形態および所属の如何を問わず，所管領域に存在する客体における産業廃棄物の数量の登録および評価；

自然保護措置の計画化，財政的および資財的・技術的裏付け；

所有形態および所属の如何を問わず，企業，施設，組織のエコロジー的観測部門の活動の調整；

プロジェクトに対するエコロジー的鑑定の組織化，および自然環境の状態対

する国家的エコロジー的コントロールの組織化；

個々の種類の自然利用，有害物質の排出および放出，有毒廃棄物の埋立てに対する許可の交付；

エコロジー的に有害な活動の制限，停止，中止に関する決定の採択；

自然環境保護の分野における紛争の解決；

天然記念物およびその他の特別自然保護地域の保全の組織化；

エコロジー的教育，啓蒙；

住民に対するエコロジー的情報の保障，「ロシアソビエト連邦社会主義共和国における地方自治に関する」ロシア連邦法律に従い地方人民代議員ソビエトおよび地方行政当局の権限に属する，自然環境保護のその他の諸問題の解決。

第2篇 健康で好ましい自然環境にたいする市民の権利

第11条 自然環境の好ましからぬ影響から健康を守る市民の権利

各市民は，経済活動もしくはその他の活動によって引き起こされた自然環境の好ましからぬ影響，事故，異変，自然災害から健康を守る権利をもつ。

この権利は以下に示すものによって保障される：

自然環境の質の計画化および基準設定によって，エコロジー的に有害な活動の防止および自然環境の健全化，事故，異変，自然災害の結果の予防もしくは絶滅に関する措置によって；

市民に対する社会保険および国家保険によって，国家および社会的な予備基金およびその他の救援基金の形成によって，住民に対する医療サービスの組織化によって；

生命および健康にとって好適な自然環境の条件の中で生きるための現実的可能性を，各人にたいして提供することによって；

事故および異変の結果を含め，自然環境に対する汚染およびその他の有害作用の結果として市民の健康に引き起こされた損害の裁判手続きもしくは行政手続き

による補償によって；

自然環境の状態に対する国家的コントロールによっておよび自然保護立法の順守によって、住民のエコロジ的安全の保障の要請の侵害について有責である〔故意過失ある〕者の責任を問うことによつて。

第12条 自然環境保護の分野における市民の権限

市民は以下の義務を負う：

自然環境の保護に参加する，自然保護立法の規定および自然環境の質の定められた基準指数を順守する，自分自身の個人的労働で天然資源を守りかつ増大させる，自然に関する自己の知識水準およびエコロジ的文化水準を常に向上させる，青少年層に対するエコロジ的教育を支援する。

市民は以下の権利を有する：

自然環境の保護に関する社会的団体，自然環境保護の分野における基金およびその他の社会的協力資金をつくる，これらの団体および基金に加入する，自己の勤労的貯蓄を寄付する；

自然環境保護に関する集会，大衆集会，ピケット，行進およびデモンストレーション，請願，レフェンダムに参加する，自分の意見を述べる，自然環境保護の問題に関し手紙，不服申し立て，声明を以て呼びかける，それらの審議を要請する；

自然環境の状態および自然環境の保護に関する措置についての適時，完全かつ信頼性のある情報の提供を，照応する機

関に求める；

エコロジ的に有害な客体の配置，設計，建設，再建，操業の許可の取消，自然環境およびひとの健康に否定的影響を及ぼす企業およびその他の客体の活動の制限，停止，中止を行政的手続きもしくは裁判手続きによって要求する；

有責な法人および市民の責任を問うことに関する問題を提起する，エコロジ的法的違反により市民の健康および財産に対して引き起こされた損害の賠償に関する訴えを裁判所に提訴する。

第13条 自然環境保護の分野における社会的エコロジ団体の権限

エコロジ的機能を果たす，エコロジ一団体およびその他の社会団体は以下に示す権利を有する：

自己のエコロジ・プログラムを作成，承認および宣伝し，住民のエコロジの権利および利益を擁護し，住民のエコロジ文化を發展せしめ，市民を自発的原理に基づいて積極的な自然保護活動へといざなう；

自己の資金および住民の自発的勤労的参加によって天然資源の保護および再生産ならびに自然環境の改善に関する仕事を果たし，自然保護立法違反との闘争において国家機関を全面的に支援し，自然環境保護に関する社会的基金を創設し，その資金をエコロジ的措置の実施の為に支出する；

客体の配置および設計の問題に関する国家的エコロジ的鑑定への参加のために自らの代表者を推薦し，社会的エコロ

ジの鑑定を実施し、行政手続きもしくは裁判手続きによってエコロジー的に有害な客体の配置、建設、操業に関する決定の取消、これらの客体の活動の制限、停止、中止または業種変更を要求する；

自然環境汚染およびその防止措置に関する適時の、信頼のおけるかつ十分な情報の提供を要求する；

集会、大衆集会、ピケット、行進、示威運動、請願、署名集めを組織し、プロジェクトの審議、住民投票に関する提案を行う；

国家的エコロジー的鑑定の告示を要求し、マスコミ手段においてエコロジー的行動綱領を説明する；

有責な〔故意過失ある〕役職員の間責に関する問題を提起し、エコロジー的法的違反によって引き起こされた、市民の健康および財産に対する損害の賠償に関する訴えを裁判所または仲裁裁判所に提起する。

社会団体のエコロジー的活動は、それらの定款ならびにロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の立法と完全に一致し

て行われる。

第14条 市民および社会団体のエコロジー的権利の国家的保障

国家は、エコロジー的機能を果たすエコロジー団体およびその他の社会団体、市民に対し自然環境保護の分野においてこれらに与えられている権利を、ロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の立法に従って実現する可能性を保障する。

人民代議員ソビエト、同執行・処分機関、自然環境保護の分野においてそのことについて特別に権限を与えられている国家機関、同役職員は、社会団体および市民に対し、そのエコロジー的権利および義務の実現を全面的に支援し、自然保護活動の組織化に関する彼らの提案および要求の実施をめぐって必要な措置をとらなければならない。

社会団体および市民がロシア連邦憲法および本法から導かれるそのエコロジー的権利および義務を実現することを妨げる役職員および市民は、ロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の立法に従って責任を問われる。

第3篇 自然環境保護の経済的メカニズム

第15条 自然環境保護の経済的メカニズム

自然環境保護の経済的メカニズムは、その任務としていかに示すものを有している；

自然保護措置の計画化および資金調達；

天然資源の利用、汚染物質の自然環境への排出・放出の限度の設定および廃棄物の地域的配置；

天然資源の利用、汚染物質の自然環境への排出・放出ならびに廃棄物の地域配置およびその他の種類の有害な作用に対する料金の基準指数および支払額の決

定；

廃棄物の少ない、および資源節約型の技術の導入および新型エネルギーの導入に際し、また自然環境保護に関するその他の効果的措置の実施に際し、企業、施設および組織、ならびに市民に対する課税上、融資上およびその他の特典の提供；

自然環境およびひとの健康に対して引き起こされた損害の、定められた手続きによる賠償。

第16条 自然資源の集計調査および社会的・経済的評価

1. ロシア連邦の国家的自然保護機関は、国家統計機関、自然利用者と共同で天然資源および再生資源の量的および質的集計調査を行い、それらの社会的・経済的評価を決定する。

2. 国家的自然保護機関には、国家的土地台帳、水台帳、森林台帳、地下資源台帳、動物界台帳、特別に保護される自然地域・客体の台帳の整備業務が課せられる。

第17条 自然環境保護に関するエコロジー・プログラムおよび措置の計画化、財政的裏付けおよび物質的・技術的保障

1. 自然環境保護および自然利用に関する計画化は、個々の地域の天然資源の潜在力を考慮にいれ、国家的エコロジー・プログラムに基づき社会的・経済的發展プログラム、ないし予測の一部として実施される。

2. エコロジー・プログラムおよび自

然環境保護に関する方策は以下に示すものによって財政措置を受ける：

ロシア連邦の共和国予算、ロシア連邦構成共和国の予算、自治州、自治管区、道および地方人民代議員ソビエトの予算；

企業、施設および組織の資金；
連邦、共和国、道、州および現地のエコロジー基金；

エコロジー保険の基金；

銀行融資；

住民、外国の法人および市民の自発的義援金、ならびにその他の財源；

3. 連邦、共和国およびその他の予算におけるエコロジー・プログラムおよび自然環境保護に関する方策に対する財政措置は別建てにされ、また物質的・技術的資財を保障される。

第18条 総合的自然利用を目的とする契約およびライセンス

1. 総合的自然利用を目的とする契約は、自然利用者と道、州、自治州、自治管区、地区、市の執行機関との間で、予定されている経済的もしくはその他の活動についてのエコロジー的鑑定^{フライ}の結論ならびに総合的自然利用に対するライセンス（免許）に基づいて締結される。

2. 総合的自然利用を目的とする契約は、天然資源利用の条件および手続き、自然利用者の権利および義務、天然資源利用料の額、契約当事者の責任および損害賠償、紛争解決の手続きを規定する。

3. 総合的自然利用に対するライセンス（免許）は、自然環境保護の分野にお

いてそのことについて特別に権限を与えられたロシア連邦の国家機関によって付与され、かつ以下のものが明示されている：

天然資源の利用に関する経済活動の種類、規模および限度；

天然資源の利用が認められるに際してのエコロジー的要件、それを順守しない場合の結果。

第19条 自然利用の限度

1. 自然利用の限度とは当該地域に関するエコロジー的制限の体系であり、一定の期間につき企業＝自然利用者に対して定められた天然資源の限界の利用（採取）量、汚染物質の環境への排出および放出ならびに産業廃棄物の地域的配置の規模のことである。

2. 自然利用の限度は、企業＝自然利用者に対し、自然環境保護の分野においてそのことについて特別に権限を与えられたロシア連邦の国家機関によって、当該地域におけるエコロジー的状况を考慮しつつ、天然資源の利用（採取）の基準量、汚染物質の自然環境への排出および放出許容限度ならびに産業廃棄物の地域的配置の基準量の段階的達成の必要性から出発して定められる。

3. 自然利用の基準量の達成期間および年限は国家のおよび地域のエコロジー・プログラムの確立した指数に照応して定められる。

第20条 天然資源利用の有償制

1. 自然利用の有償制は、天然資源、自然環境汚染、およびその他の種類の作

用に対する支払をふくむ。

2. 天然資源（土地、地下資源、水、森林およびその他の植生、動物界、レクリエーションおよびその他の天然資源）に対する料金は以下に示すものについて徴収される：

定められた限度内における天然資源利用権；

天然資源の限度を越える利用および不合理な利用；

天然資源の再生および保護。

3. 自然環境汚染に対するおよびその他の種類の作用に対する支払は以下に示すものについて徴収される：

定められた限度内における汚染物質の排出、放出、廃棄物の地域的配置およびその他の種類の汚染；

定められた限度を越える汚染物質の排出、放出、廃棄物の地域的配置およびその他の種類の汚染；

4. 基準指数に合致したおよび基準指数を超過した、有害物質の排出、放出、廃棄物の地域的配置に対する支払は、争いの余地がない以下の比率において企業、施設によって振替え支払いがなされる：予算外の国家エコロジー基金の特別勘定口座に90%、各地域の国家行政機関の、自然環境保護の分野における活動を財政的に裏付けるために連邦予算の収入へ10%。

5. 天然資源利用に対する支払基準指数の算定及び適用の手続きは、ロシア連邦政府によって定められる。

6. 天然資源利用に対するの支払いの

提供は、自然利用者に対し自然環境保護に関する諸措置の実施およびエコロジー的権利侵害によって引き起こされた損害の賠償を免除しない。

第21条 エコロジー基金

1. 自然保護の緊急な課題の解決、自然環境における損失の回復、引き起こされた損害の補償およびその他の自然保護的諸課題のために、連邦のエコロジー基金、共和国的、道的、州のおよび現地的エコロジー基金を統一する、予算外の国家的エコロジー基金の統一システムが創設される。

2. この基金は企業、施設、組織、市民並びに外国の法人および市民から入る資金によって形成され、そのような資金のうちには以下に示すものがある：

自然環境への汚染物質の排出、放出、廃棄物の地域的配置およびその他の種類の汚染に対する支払；

損害賠償の訴えによってえられた賠償金、およびエコロジー的違法に対する罰金；

没収された狩猟・漁労用具、ならびにそれらを用いて不法にとらえた獲物の販売代金；

企業およびその他の法人の活動における基金の自己資金の分割的運用から、配当、預貯金利子の形でえられた資金；

外国の法人および市民からの外貨収入。

3. エコロジー基金の資金は銀行の諸施設の特別口座に預け入れられ、以下の方式で配分される：

60%—現地的（市的、地区的）意義を持つ自然保護措置の実現のために；

30%—共和国的、道的、州の意義を持つ自然保護措置の実現のために；

10%—連邦的意義を持つ自然保護措置の実現のために。

4. エコロジー基金は、自然環境および住民の健全化、自然環境保護に関する措置およびプログラムの実施、天然資源の再生、学術的研究調査、エコロジー的に無害な生産技術の導入、浄化設備の建設、汚染およびその他の自然環境に対する望ましくない作用によって健康に引き起こされた損害の補償にかかる補償金の市民に対する支払、エコロジー教育の発展、自然環境保護と結びついたその他の目的のために支出される。

5. 自然保護活動と結びついていない目的のためにエコロジー基金の資金を支出することは禁じられる。

第22条 自然環境保護の社会的基金

自然環境保護の社会的基金は、住民の資金、社会団体の自発的納付金・義援金およびその他の財源から形成される。上記基金はロシア連邦の社会的エコロジー団体、労働組合によって創設され、自然環境保護のために限って支出される。上記基金の形成および支出の手続きは所与の基金を設立した社会団体によって定められる。

第23条 エコロジー保険

1. ロシア連邦において、エコロジー的および自然的災害、事故および大災害に対処するための企業、施設、組織、な

らびに市民，それらの所有客体および取入に対する任意的および強制的エコロジー国家保険が実現される。

2. エコロジー保険の基金は，エコロジー的および自然的災害，事故および大災害の予測，予防および結果の後始末のために用いられる。

3. エコロジー保険およびその基金の利用の手続きはロシア連邦政府によって定められる。

第24条 自然環境保護への経済的刺激

1. ロシア連邦において，以下に示す方法によって合理的自然利用および自然環境保護への刺激が実現される：

廃棄物の少ないおよび廃棄物が出ない生産技術および生産過程の導入，再生資源の利用，自然保護的效果を保障するその他の活動の実現に際し，国家のおよびその他の企業，施設および組織，なかでも自然保護的なものに対して適用される税制上およびその他の特典の制定；

エコロジー基金に対する課税の免除；

汚染物質の排出および放出の確実な低

減にかんする措置の実現のための，企業，施設および市民に対するエコロジー基金の資金の一部の契約条件による利子付き貸付；

自然保護のための基本的生産ファンドに対する高められた減価償却基準指数の制定；

エコロジー的に無害な生産物に対する奨励価格および割り増し金の適用；

エコロジー的に有害な生産物並びにエコロジー的に危険な生産技術を用いて産出される生産物に対する特別課税の導入；

所有形態に関わらず，自然環境保護を効果的に実現しつつある企業，施設，組織に対する有利な信用供与の適用。

2. ロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の立法によって，自然環境保護への別種の経済的刺激を定めることができる。

第4篇 自然環境の質に関する基準設定

第25条 自然環境の質に関する基準設定にたいする基本的要求

1. 自然環境の質に関する基準設定は，自然環境に対する作用の限界的に容認し得る基準の設定を目的として行われるのであるが，その基準は住民のエコロジー的安全および遺伝子ファンドの存続を保障し，経済活動の安定した発展の条件の

もとにおける天然資源の合理的利用およびその再生を確保するものである。

2. 限界的に認め得る有害な作用の基準指数ならびにその決定方法は，自然環境保護および衛生防疫の監視の分野における特別に権限を与えられたロシア連邦の国家機関によって承認される。

3. 自然環境の質の基準の要求に違反

する場合、有害物質の排出、放出もしくは自然環境に対するその他の種類の作用は、自然環境の保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の指示によって制限、停止または中止され得る。

第26条 有害物質の限界許容濃度に関する基準指数

1. 有害物質、ならびに有害微生物およびその他の大気、水、土壌を汚染する生物学的物質の限界許容濃度に関する基準指数は、ひとの健康の保護、遺伝子フォンドの存続、植物界および動物界の保護に役立てるため自然環境の状態を評価することを目的として定められる。

2. 個々の地域（自然保存区、自然利用規制区、国民公園、保養地帯およびレクリエーション地帯）の自然的・気候的特殊性ならびに高度の社会的価値を考慮して、これらの地域のために自然環境に対する限界許容有害作用のよりきびしい基準指数が定められる。

第27条 有害物質の限界許容放出・排出量に関する基準指数

1. 有害物質、ならびに有害微生物および大気、水、土壌を汚染するその他の生物学的物質の限界許容排出・放出量に関する基準指数は、客体の生産能力〔繁殖力〕、それぞれの污染源ごとの突然変異効果およびその他の有害な結果に関する資料を考慮して、自然環境における有害物質の限界許容濃度に関する現行の基準指数にしたがって定められる。

2. 限界許容排出・放出量に関する基

準指数は、自然環境保護（化学物質に関し）、衛生防疫的監視（微生物および生物学的物質に関し）の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって承認される。

第28条 騒音、振動、磁場およびその他の有害な物理的作用の限界許容水準に関する基準指数

1. 騒音、振動、磁場およびその他の有害な物理的作用の限界許容水準に関する基準指数は、人の健康および労働能力の維持、動・植物界の保護、生命にとって好都合な自然環境を保障する水準において定められる。

2. 上記の基準指数は、自然環境保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって承認される。

第29条 限界許容放射能作用水準に関する基準指数

1. 自然環境および食品における放射性物質の無害な含有の限界許容水準、ならびに住民に対する放射能被曝の限界許容水準に関する基準数値は、ひとの健康と遺伝子フォンドにとって危険でない範囲で定められる。上記の基準指数は、自然環境保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって承認される。

2. 放射能水準の恒常的検知のために住民には放射能測定器具が提供される。上記器具の提供の手続きおよび一覧表はロシア連邦政府によって決定される。

第30条 農業における農薬使用の限界

許容基準

1. 農業における化学肥料，害虫駆除剤，成長促進剤およびその他の農薬の使用の限界許容基準は，食品における限界許容残留薬品基準の順守，健康の保護，人および動・植物界の遺伝子フォンドの存続を保障する分量において定められる。

2. 上記の基準指数は，ロシア連邦の国家農業化学部局の提案に従い，国際的基準を考慮して，自然環境保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって承認される。

第31条 食品中における化学物質の限界許容残留量に関する基準指数

1. 食品中における化学物質の限界許容残留量に関する基準指数は，用いられる個々の化学物質ごとの，およびそれらの総体としての作用の際における，ひとの健康にとって無害な限界許容量の決定という方法によって定められる。

2. 上記の基準指数は，ロシア連邦の国家農業化学部局との合意に従い，ロシア連邦の衛生防疫的監視国家機関によって承認される。

第32条 製品に対するエコロジー的要求

1. 新しい機械，技術，素材，物質および自然環境にたいして有害な作用を及ぼし得るその他の製品にたいする規格において，自然環境，ひとの健康および遺伝子フォンドに対する損害の予防の為の

エコロジー的諸要求が定められる。

2. 生産および消費のための製品に対するエコロジー的要求は，その製品の生産，保存，運送および使用の過程において，自然環境に対する限界許容作用に関する基準指数の順守を保障しなければならない。

3. 上記の要請およびそれらの要請を根拠づける方法は，自然環境保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって承認される。

第33条 自然環境に対する限界許容負荷基準

地域的・生産的複合体の設置，工業および農業の規模拡大，都市およびその他の居住地点の建設および再建に際して，住民にたいしてもっとも好適な生活条件を保障し，自然のエコロジー・システムの破壊および自然環境における修復不可能な改変を許さないとの目的で，自然環境の潜在力および地域的・自然的資源の合理的利用の必要性を考慮して，自然環境に対する限界許容負荷基準が定められる。

第34条 衛生区域および保護区域の基準指数

衛生区域および保護区域，ならびに衛生・保護区域の基準指数は，貯水池，およびその他の水供給源，療養区域，治療・健康増進区域，住居地点およびその他の地域を汚染およびその他の有害な作用から保護するために定められる。

第 5 篇 国家的エコロジー的鑑定

第35条 国家的エコロジー的鑑定の目的および原則

1. 国家的エコロジー的鑑定は、経済活動およびその他の活動と社会のエコロジー的安全性との合致を検証する目的で実施される。

2. 国家的エコロジー的鑑定は、その実施の義務性、その結論の科学的妥当性および適法性、その組織および実施の独立性および関係官庁からの管轄外的性格、広範な公開性および世論の参加という諸原則に基づいて実現される。

第36条 国家的エコロジー的鑑定の義務的性格

1. 国家的エコロジー的鑑定は、その実施が自然環境にたいして有害な作用をおよぼす可能性のある経済的決定の採択に先立って行われる、自然環境保護の義務的措置である。

2. すべてのプロジェクトおよびプログラムに関する作業の資金的裏付けおよび実施は、国家的エコロジー的鑑定の肯定的結論がある場合にのみ行われる。

3. 連邦的、共和国的、もしくは現地の意義を持つ客体についての国家的エコロジー的鑑定の実施手続きは、ロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の立法によって規制される。

第37条 国家的エコロジー的鑑定の客体

国家的エコロジー的鑑定に服するの

は、その見積価格および管轄のいかに関わらず、ロシア連邦の領域においてその実現が予定されている客体および施策に関するすべての計画的、プロジェクト的、およびプロジェクトのデータならびに事業免許および証明のエコロジー的うら付けである。

第38条 国家的エコロジー的鑑定の要求を実施しないことにたいす責任および鑑定者の責任

1. 企業、施設、組織の指導者、その他の役職員およびその他の従業員ならびに市民は、国家的エコロジー的鑑定の結論の要求を満たさないことにたいして現行立法にしたがって責任を負う。

2. 鑑定委員会の議長および委員は、ロシア連邦の立法にしたがって、その結論の正しさと妥当性にたいして責任を負う。鑑定委員会の結論は裁判所または仲裁裁判所に提訴することが出来る。

第39条 社会的エコロジー的鑑定

1. 学術的集団、社会团体によりそれらのイニシアチブによって実施される社会的エコロジー的鑑定は、照応する国家的エコロジー的鑑定機関によるその結論の承認の後には法的に拘束力あるものとなる。

2. 社会的鑑定人集団の議長および構成員は、ロシア連邦の立法に従ってその鑑定の評価の正しさと妥当性に対し責任を負う。

第6篇 企業、施設およびその他の客体の配置、設計、建設、再建、操業開始の際におけるエコロジー的要求

第40条 企業、施設およびその他の客体の配置、設計、建設、再建、操業開始の際における一般的なエコロジー的要求

1. 工業、農業、運輸、エネルギー産業、水産、公益的・日常生活的事業における企業、施設の配置、プロジェクトの技術的・経済的のうら付け、設計、建設、再建、操業開始に際して、ならびに送電線、通信線、パイプライン、運河および自然環境の状態に対し直接または間接の影響を及ぼすその他の客体の敷設に際しては、エコロジー的安全性および住民の健康の保護という要請が満たされなければならない。また自然の保護、天然資源の合理的利用および再生、自然環境の健康化に関する措置が見込まれなければならない。

2. 上記の要請に対する違反は、自然環境の保護および衛生防疫の監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の指示に従い、エコロジー的に有害な客体の配置、設計、建設、再建、操業開始にかんする活動の、欠陥が除去されるまでの停止、もしくは完全な中止をもたらす。

第41条 企業、施設およびその他の客体の配置の際におけるエコロジー的要求

1. 企業、施設およびその他の客体の

配置の際においては、人の健康の保護、住民の福祉を優先しつつ、自然環境の保護、天然資源の合理的利用および再生、上記客体の活動の近未来のおよび遠い将来のエコロジー的な、経済的な、人口学的な、および精神的な影響結果に関する要求の充足が保障されなければならない。

2. 企業、施設およびその他の客体の建設場所の決定は、自然環境の保護、衛生防疫の監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の肯定的結論および地方自治機関の決定がある場合に、ロシアソビエト連邦社会主義共和国土地法典第28条および“住民の衛生防疫の福祉に関する”ロシアソビエト連邦社会主義共和国法律第11条にしたがって行われる。必要な場合には、住民のエコロジー的利益にふれる客体の配置に際し、審議または住民投票の結果にしたがって決定が採択される。

3. 大規模な国民経済的客体の配置に関する決定は、国家的エコロジー的鑑定の結論にもとづいてロシア連邦最高ソビエトまたはロシア連邦構成共和国最高ソビエトによって採択される。

第42条 企業、施設およびその他の客体のプロジェクトの技術的・経済的裏付けおよび設計にたいするエコロジー的要求

1. 企業、施設およびその他の客体のプロジェクトの技術的・経済的裏付け、設計に際しては、科学技術の進歩の現代的水準および自然環境に対する限界の許容負荷を考慮しなければならず、また有害な廃棄物による自然環境汚染の予防および除去のための確実かつ効果的な措置、これら廃棄物の無害化および再利用、資源節約的な、廃棄物の少ない、および廃棄物を出さないテクノロジーおよび生産方式の採用、自然資源の合理的利用および再生、自然環境の健全化が規定されなければならない。

2. 企業、施設およびその他の客体のプロジェクトの技術的・経済的裏付け、およびそれらの建設のためのプロジェクトは、国家的エコロジー的鑑定の手続きを、または必要な場合には社会的エコロジー的鑑定の手続きをも経る。

3. エコロジー的要求を満たさないプロジェクトは承認を受けることが出来ず、その施工は照応する銀行施設による融資を受けない。

第43条 企業、施設およびその他の客体の建設、再建にたいするエコロジー的要求

1. 企業、施設およびその他の客体の建設、再建は、現行の自然保護、衛生および建設の規範および規則に厳密にしたがって、国家的エコロジー的鑑定の肯定的結論を有する、承認された設計どおりに実施されなければならない。

2. 客体の建設および再建はプロジェクトの承認および現物での土地区画の割

当がなされるまで禁じられる。承認されたプロジェクトまたはプロジェクト作業の費用をエコロジー的安全性を犠牲にして変更することは認められない。

3. 建設作業の実施に際しては、自然の保護、天然資源の合理的利用、土地およびその他の資源の再肥沃化、領域の整備および自然環境の健全化に関する措置がとられる。

4. 本条において述べられた要求に対する違反は、自然環境の保護および衛生防疫の監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の指示により、指摘された欠陥が除去されるまで建設作業が停止され、同時に照応する銀行施設によるこの工事への融資の停止をもたらす。

第44条 企業、施設およびその他の客体の操業開始の際におけるエコロジー的要求

1. 企業、施設およびその他の客体の操業開始は、自然環境の保護および衛生防疫の監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の代表者の参加によって設置される検査収納委員会の定めるところにしたがい、プロジェクトによって見込まれたすべてのエコロジー的要求が完全に満たされた場合に行われる。

2. 自然の保護、土地の再農地化、自然環境の健康化に関する立案された事業の完遂が無く、有害な廃棄物、排出物および放出物の、限界許容基準指数の水準にいたるまでの清浄化、無害化および使

用可能化をおこなう為の現代的テクノロジー、施設および設備をそなえていない客体の操業開始は禁止される。

3. 検査収納委員会の議長および委員

は、ロシア連邦の立法に従い、客体の検査収納手続き違反に対し個人的責任を負う。

第7篇 企業、施設およびその他の客体の操業ならびにその他の活動の実施の際におけるエコロジー的要求

第45条 企業、施設およびその他の客体の操業の際における一般的なエコロジー的要求

1. 企業、施設、組織、市民は、生産技術規則の順守および自然保護のための要求の履行、天然資源の合理的利用および再生産、自然環境の健康化に関する効果的措置をとらなければならない。

2. 企業、施設、組織、市民は、定められた自然環境の質の基準指数の順守を、確立された生産技術の順守、エコロジー的に無害な生産技術および生産工程の採用、浄化施設、設備および制御手段の確実かつ効果的働きに基づいて保障し、また土地、地下資源、水、森林およびその他の植生、動物界の保護ならびに天然資源の再生に関する方策を講ずる。

3. 有害物質の排出及び放出、廃棄物の埋立は、自然環境の保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって与えられる許可に基づいて許容される。この許可においては、有害物質の限界許容排出・放出量基準指数ならびに自然環境の保護及びひとの健康を保障するその

他の条件が定められる。

4. 有害物質の限界許容放出・排出量基準指数へと移行以降するために、排出・放出量を規定された限界量にまで低下させる計画を同時的に承認しながら、有害物質の排出、放出量の暫定基準指数（限界）を定めることが出来る。

5. 有害物質の排出、放出、埋立の定められた基準指数の超過、および有害物質の排出、放出、埋立の許可において定められたその他の自然環境保護の条件ないし要求に対する違反、ならびに住民の健康への脅威の発生は、有害物質の排出、放出、埋立ならびに自然環境および住民にたいして害を与えるその他の活動の制限、停止、中止へとみちびき、自然環境の保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関ならびにロシア連邦労働組合の指示により、銀行施設による財政措置の同時的中止を伴いつつ、企業、施設、組織もしくはそれらの支部、部局、部工場、装置の活動の、停止、中止にまでいたりうる。

6. エコロジー的に有害な客体の活動

の種目変更は、自然環境の保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関との合意にしたがって行われる。

第46条 農業におけるエコロジ的要求

1. 農業を営む企業、企業合同、組織及び市民は、自然の威力の有害な作用、複雑な農業技術、科学物質、灌漑作業による副作用、自然環境の状態を悪化させ、人の健康に損害を及ぼすその他の諸要因から土壌、水域、森林およびその他の植生、動物界を保護するための総合的措置を実施しなければならない。

2. 畜産農場・複合体、農産物加工企業は、必要な衛生・保護地帯ならびに土壌、地表水および地下水、集水域面および大気汚染を除去する浄化装置を装備しなければならない。上記の要求に対する違反、自然環境およびひとの健康に対する損害の惹起は、自然環境の保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の指示により、農業等を営む客体のエコロジ的に有害な活動の制限、停止または中止をもたらす。

第47条 灌漑工事の計画、設計、実施の際におけるエコロジ的要求

1. 企業、施設、組織および市民は、灌漑工事の計画、設計、実施および灌漑システムの運用に際して、水バランスの保持、土地の合理的利用、節水、涸渇、冠水、浸水からの土地、森林およびその

他の植生の保護、ならびに自然環境に対するその他の有害な影響の予防に関するすべての必要な措置をとらなければならない。

2. 上記の要求に対する違反は、自然環境の保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の指示により、銀行施設による財政措置の同時的中止を伴いつつ、欠陥の除去にいたるまでこのシステムの設計、建設または運用の停止もしくはこの工事の中止をもたらす。

第48条 エネルギー的客体に対するエコロジ的要求

1. エネルギー的企業、装置およびその他の客体の配置、設計、建設および操業は、本法の40条ないし45条の要求にしたがって実現される。

2. 水力発電所の配置、設計、建設に際しては、所与の地域における現実的電力需要、客体の配置にとっての地形、土地および森林、居住地点、天然記念物、史跡、および文化財の最大限の保存、魚資源の効果的保護、貯水池床の表層流出および冠水の場合における木材および豊饒な土壌層の適時な有効利用に関する措置ならびに自然環境において否定的変化を引き起こさないための措置が十分に考慮されていなければならない。

3. 原子力発電所の配置、設計、建設、操業開始および操業のさいには、国際的規則に応じて、自然環境および住民の十分な合理的安全性の確保に関する措置が講じられる。住民の人口密度の高い地域、

保養，レクリエーション，医療・健康増進地帯および衛生保護地区の地域における，地震危険地帯における，連邦的意義を持つ大規模水域，伝統的な大衆の休息および住民の治療の場所の付近における原子力発電所の配置，設計，建設は禁止される。

4. 火力発電所の設計および建設の際には，これら発電所に有害な廃棄物，放出物および排出物を除去するための高性能フィルターおよびその他の手段の設置，エコロジー的に無害な種類の燃料の使用を見込んでおかなければならない。

5. 上記の要求に対する違反は自然環境の保護および衛生防疫の監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の指示により，指摘された欠陥の除去にいたるまでエネルギーの客体の設計，建設，活動の停止，またはその活動の中止をもたらす。

第49条 都市およびその他の居住地点の設計，建設，再建の際におけるエコロジー的要求

1. 都市およびその他の居住地点の設計，建設，再建は，“住民の衛生防疫の福祉”にかんするロシア・ソビエト連邦社会主義共和国法律第11条および本法の要求に照応し，また住民の生活，勤労および休息にとってもっとも好適なエコロジー的条件を保障しなければならない。工業・運輸の企業・施設・交通幹線およびその他の経済的客体は，有害なファクターが住民の健康および衛生的・日常生活条件に望ましくならぬ影響を与えること

のないように配置されなければならない。

2. 都市およびその他の居住地点の設計および建設は，都市的・日常生活的廃棄物の衛生的清掃，無害化，有効利用，集積，エコロジー的に無害な除去，加工または埋立てを見込んで置かなければならない。

3. 自然環境保護の目的のために，大都市および工業中心地，エコロジー的に有害な大規模な客体の周辺には，集中的な経済的利用を行わない，限定的自然利用レジームを有する森林公園地帯，緑地帯，保護地帯がもうけられる。

第50条 放射性素材の利用の際におけるエコロジー的要求

1. 企業，施設，組織，市民は，放射性物質（電離放射線源，核素材）の製造，保管，運送，使用，利用，除去および埋立の規則を順守し，定められた限界許容放射基準の超過を許してはならず，もし超過した場合には，直ちに放射能的安全性の確保に当る機関に，ひとの健康および自然環境にとって危険な増大した放射能水準について通報し，汚染源を一掃するための措置をとらなければならない。

2. 放射能素材取扱規則の順守を保障しない企業，施設，組織，市民は，自然環境の保護および衛生防疫の監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の決定によって，同素材を利用する権利を失うか，または同素材の利用に関わるそれらの活動が欠陥の除去されるまで停止される。

3. 保管または埋立の目的で外国から放射性廃棄物および素材を輸入すること、放射性廃棄物および素材を水没させること、埋蔵の目的で宇宙に打ち上げることは禁止される。

第51条 国民経済における化学物質の利用の際におけるエコロジー的要求

1. 企業、施設、組織、それらの役職員および市民は、害虫駆除剤、成長促進剤、化学肥料として農業において、また他の国民経済部門において用いられる化学物質の生産、保管、運送および適用の規則をまもり、またその使用に当たって定められた基準指数を順守し、それら化学物質の適用がひとの健康、自然環境におよぼす有害な結果を予防する手段を講じなければならない。

2. ロシア連邦大統領付属衛生防疫監視国家委員会は、ロシア連邦農業省の諸機関とともに、農業において使用の認可された化学薬品の一覧表および食品中における残留化学物質量の限界許容基準指数を定期的に承認する。

3. ひとの健康に直接または間接の影響を与える新しい化学物質の適用は、ロシア連邦大統領付属衛生防疫監視国家委員会の許可がある場合にのみ認められる。分解されることがなく、ひとの身体および自然環境に激烈に作用する有毒化学薬品の適用は禁止される。国民経済において適用される化学物質のエコロジー的に有毒な作用からひとの健康を保護するための自然環境保護規則は、自然環境

の保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって承認される。

4. 自然環境の化学的汚染によってひとの健康に脅威を作り出す、上記規則の侵害は、ロシア連邦衛生防疫監視国家委員会の決定により当該化学薬品の生産、保管、運送、適用の禁止をもたらす。

第52条 有害な生物学的作用からの自然環境の保護

1. 自然環境にたいして有害な作用をおよぼす、企業、施設およびその他の客體、生産設備の配置、設計、建設、操業開始および操業に際しては、自然環境におけるマイクロブ、菌、ヴィールス、およびその他の種類の微生物および生物物質の限界許容濃度の基準指数が順守されなければならない、この基準指数は衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって承認される。

2. 自然環境に対し生物的作用を与えることのできる企業、施設、組織、または市民は、微生物および生物物質のエコロジー的に無害な生産、保管、運送、利用および除去を保障し、事故および災害の防止、自然環境、ひとの健康および遺伝子フォンドに対する有害な生物的作用の予防および一掃のための措置を考案しこれを実施しなければならない。

3. 照応する地域の自然にとって固有ではない、ならびに人工的に獲得された生物的な客體を、それらの制御しがたい増大を防止する効果的な措置を考案する

ことなく適用し、および培養することは禁じられる。

4. 自然環境に対する生物的作用の原因物質の観察、調査およびその作用水準の管理は、衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって行われる。

5. 自然環境に対する生物的作用の限界許容水準の定められた基準指数の超過、各種の微生物および生物的物質の生産、保管、利用手続きの違反は、衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の指示に従い、所与の汚染の源因である企業、その他の客体の活動の停止または中止をもたらす。

第53条 騒音、振動、磁場およびその他の有害な物理的作用からの自然環境の保護

1. 地方人民代議員ソビエト、企業、施設、組織、市民は、生産用建物、社会的建物、住居用建物、路上、中庭、都市およびその他の居住地点の広場、住民の休息のための郊外地帯、大衆の雑踏する場所、ならびに野獣および野鳥の繁殖する場所における、強烈的な産業騒音、振動の有害な作用の予防および除去、磁場の有害な作用および自然環境に対するその他の有害な物理的作用の予防および除去に関し必要な措置をとらなければならない。

2. 産業・交通騒音、振動、磁場およびその他の有害な物理的作用が、ひとの健康および自然環境に対する作用の限界

許容水準の基準指数を超過することは禁止される。上記の基準指数の順守を保障する措置は、都市およびその他の居住地点の計画および建設、企業、工場、技術的ラインの設計および再建、新技術の開発および導入、地上、海上および空中交通手段の再建および設計、操業の際に考案される。

3. 上記基準指数の侵犯は、見いだされた欠陥が除去されるまで、企業、工場、プラント、その他の設備の活動、交通手段ならびに騒音、振動、磁場およびその他の有害な物理的作用の発生源の操業の停止または中止をもたらす。

第54条 産業廃棄物および日常生活廃棄物からの自然環境の保護

1. 地方人民代議員ソビエト、企業、施設、組織、市民は、産業廃棄物および日常生活廃棄物の無害化、加工、有効利用、集積または埋立に関する効果的な措置を講じ、現行のエコロジー的、衛生防疫的および対疫病的規範・規則を順守しなければならない。

2. 廃棄物の集積および埋立は、自然保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関との合意に従い、地方自治機関の決定によって定められる場所において行われる。

3. 廃棄物および下水道の廃液の、一般に利用される水域、地下水脈への放出は禁止される。

4. 潜在的に危険な廃棄物および特別に有毒な廃棄物の埋立は、ロシア連邦の

衛生防疫的監視機関との合意に従い、自然保護の分野においてロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の許可を得て行われる。

5. 都市およびその他の居住地点に近接した地域、森林公園地帯、保養地帯、医療・健康増進地帯、レクリエーション地帯ならびに住民の健康および自然環境の状態に危険性がもたらされうるその他の場所に有毒廃棄物、なかでも原子力産業の廃棄物を配置することは禁止される。

6. 放射能廃棄物の埋立およびその他の配置に対する許可は、ロシア連邦の衛生防疫的監視機関との同意に従って、自然環境保護の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって与えられる。

7. 上記規則の侵害は、自然保護および衛生防疫的監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の指示により、企業およびその他の客体の活動の制限、停止もしくは中止をもたらす。

第55条 軍事的および防衛的客体、軍事的活動にたいするエコロジ一的要求

1. 企業、施設およびその他の客体の配置、設計、建設、操業開始および操業に対して本法によって提示される要求は、軍事的、防衛的客体、ロシア連邦の領土上で実施される軍事的活動、部隊および兵器の配置にたいして（特別の状況をのぞき）完全に適用される。

2. ロシア連邦の立法に従い、軍事機

関は、自然環境およびひとの健康に対してもたらされた損害を賠償する義務がある。

第56条 地球オゾン層の保護

1. 地球オゾン層のエコロジー的に危険な変化からの自然環境の保護は、以下の方法によって保障される：

経済活動におよびその他のプロセスの影響のもとにおける気候およびオゾン層の状態の変化の観測、調査および監視の組織化；

気候およびオゾン層の状態に作用する、有害物質の限界許容排出基準指数の確定および順守；

オゾン層を破壊する化学物質の生産、および日常生活におけるその使用の規制；

上記の要求の侵犯に対する責任追求措置の適用。

2. 国際協定に従い、省・庁、企業、施設、組織は、オゾン層に有害な作用を及ぼす化学物質の生産および使用を削減し、さらにその後において完全に中止しなければならない。

3. 地球オゾン層の状態に有害な作用を及ぼす、化学物質および産業廃棄物の一覧表は、環境保護の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって承認され、全ての省・庁、企業、施設、組織に連絡される。

4. 上述の要求の順守に対する監督は、自然環境保護の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって実現される。

5. オゾン層の状態に対して有害な影響を与える、化学物質の生産および使用の定められた手続きに対する違反は、自然環境保護の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の指示によって、企業、施設、組織または個々の工場、プラント、技術プロセス、装置の活動停止または中止をもたらす。

第57条 自然環境にたいして重大な影響を及ぼすプロジェクトの考

案および実施

生産性の高い自然のエコロジー・システムおよび自然的均衡の侵害または破壊、気候および地球オゾン層の否定的な変化、植物および動物の遺伝子フォンドの絶滅ならびにその他のひとの健康および自然環境にとっての取り返しのつかない結果の到来と結びついた、国民経済的プロジェクトの考案および実現は禁止される。

第8篇 エコロジー的非常事態

第58条 エコロジー的非常事態地帯

1. 経済的活動およびその他の活動の結果として、ひとの健康、自然のエコロジー・システム、植物および動物の遺伝子フォンドの状態を脅かす、自然環境における確固とした否定的変化が生じつつあるロシア連邦の領土の特定部分は、エコロジー的非常事態地帯と宣言される。

2. エコロジー的非常事態地帯の宣言は、国家的エコロジー的鑑定の結論にもとづき、自然環境保護の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の指示に従い、ロシア連邦最高ソビエトの決定またはロシア連邦大統領令によってなされる。

3. エコロジー的非常事態地帯においては、自然環境にたいして否定的影響を与える活動が中止され、ひとの健康、ひとの遺伝子フォンドおよび自然環境に望ましくない影響を与える、企業、施設、

組織、工場、プラント、設備の活動が停止され、個々の種類の自然利用が制限を受け、自然資源の回復および再生産に関する機動的措置が実施される。

4. エコロジー的非常事態地帯の回復のための諸措置への財政措置は、まず第一に、自然環境の質の低下、事故または災害の直接的責任者たる省、庁、企業、施設、組織の負担において、また同様に連邦予算および共和国予算の特別目的資金によって行われる。

第59条 エコロジー的災害地帯

1. 経済的もしくはその他の活動の結果として、自然環境の深刻な、取り返しのつかない変化が発生し、住民の健康の本質的悪化、自然の均衡の侵害、自然のエコロジー・システムの破壊、植物および動物の減衰がもたらされた、ロシア連邦の領土の特定部分は、エコロジー的災害地帯と宣言される。

2. エコロジーの災害地帯は、エコロジーの非常事態地帯と同様な手続きによって宣言される。

エコロジーの災害地帯においては、この地帯の範囲内に生活する住民に対するサービスに関連するものをのぞき、経済的客体の活動が中止され、新しい経済的客体の建設、再建が禁止され、あらゆる

種類の自然利用が本質的に制限され、天然資源の回復および再生ならびに自然環境の健全化に関する機動的な措置が実施される。

3. エコロジーの災害地帯の健康化に関する方策への融資は、本法第58条第4項によって定められた手続きによって行われる。

第九篇 特別に保護される自然的領域および客体

第60条 ロシア連邦の自然保存フォンド

1. ^{ビオスフェア}生物圏的保存区^{ザバヴエードニク}、^{ザカームニク}利用規制区、国民自然公園、天然記念物、ロシア連邦のレッドブック、ロシア連邦構成共和国のレッドブックに載せられた種に属する珍しい、もしくは絶滅の危機に瀕している動・植物を含む国家自然保存区^{ザバヴエードニク}は、ロシア連邦の自然保存フォンドを形成し、現在および将来の世代の人々のために国家の特別の保護によって守られる。

2. ロシア連邦自然保存フォンドの土地は取用を禁じられている。

3. 自然保存フォンドは、自然環境保護の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の管轄および管理のもとにある。

4. 自然保存フォンドおよびその構成部分のレジームは、本法ならびにロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の本法律を補充する立法的アクトおよびその他の規範的法令によって定められる。

第61条 国家的自然保存区^{ザバヴエードニク}

1. 原基的自然環境、典型的または珍しい景観、動植物の遺伝子フォンドの保存場所として、自然保護的、学術的、エコロジー的・文化的意義を持つ、経済的利用を永遠に差し止められ、いかなる目的のためであると問わずその取用を禁じられた、法律によって特別に保護された自然複合体（土地、地下資源、水、植物・動物界）は、国家的自然保存区^{ザバヴエードニク}と宣言される。

2. 国家的自然保存区^{ザバヴエードニク}は、典型的かつユニークなエコロジー・システム、生物の遺伝子フォンド、自然の過程および現象の天然自然の展開の保存および研究を目的とする、自然保護的、学術研究的施設である。

3. 国家的自然保存区^{ザバヴエードニク}の構成の中から、人間の活動の影響のもとにおける自然環境の状態の変化の追跡のための国際的観測ステーション網の一部として、ユネスコによって公的に承認を受けた^{ビオスフェア}生物圏的保存区が独立してもうけられる。

4. 国家的自然保存区ザパヴエドニクは、自然複合体の保護、野性動・植物界の保存および再生、自然の法則の研究、自然環境の状態およびその変化のコントロールを目的として、ロシア連邦またはロシア連邦構成共和国の特別に権限を与えられた国家機関の提案により、ロシア連邦政府、ロシア連邦構成共和国大臣会議によって設置される。

5. 国家的自然保存区ザパヴエドニクにおいては、経済的活動、レクリエーション活動、およびその他の、保存目的に反する、もしくは自然環境に損害を与える活動が禁止される。学術的研究、復旧的、消火的作業は保存目的に反してはならない。

6. 保存レジーム確保のために保存区ザパヴエドニク領域の周辺に保護地帯がもうけられ、その内部においては保存レジームに悪影響を与える活動が禁止される。

7. 保存区ザパヴエドニク保護レジームの順守は、保存区ザパヴエドニク保護局によって保障される。

第62条 国家的自然利用規制区ザカールズニク

1. 他種の自然資源の制限的かつ調和的利用と結びつけて、ある種の自然資源の保存もしくは再生を目的としている自然複合体は、国家的自然利用制限区と宣言される。

2. 自然資源の保存または再生、自然的景観、レクリエーション地域、天然記念物の保護、エコロジーの均衡の維持を目的として、自然環境保護の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の提案に従い、一般共和国的意義を持つ国家的自然利用規制区ザカールズニクがロシア連

邦政府によって；共和国的意義を持つ国家的自然利用規制区ザカールズニクがロシア連邦構成共和国大臣会議によって；および現地的意義を持つ国家的自然利用規制区ザカールズニクが自然環境保護の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関との同意により、地方、クライ州人民代議員ソビエトの決定によって設置される。

3. 利用規制区ザカールズニクの領域においては経済的、レクリエーション的およびその他の活動が、もしも利用規制区設置の目的に矛盾または自然環境にたいして損害を与えるようであれば、禁止される。

4. その領域内に利用規制区ザカールズニクが設置されている企業、施設、組織は、利用規制区ザカールズニクのために定められた保護レジームを順守するための措置をとらなければならない。

5. 農業、林業、狩猟および漁業に従事する企業、施設および組織の管理部の決定によって、それぞれに配付された土地の上に自然利用の合理化および特別に高価な天然の客体の保存および自然資源の合理的利用を目的として、経営内利用規制区ザカールズニクを設置することが出来る。

第63条 国民自然公園

1. 典型的または珍しい景観、野性の動植物の群棲環境、住民の休息、ツーリズム、遠足、啓蒙の場所として、エコロジー的、遺伝子的、学術的、エコロジー的・啓蒙的、レクリエーション的意義を持つ、経済的利用を差し止められた、特別に保護された自然複合体は、国民自然公園と宣言される。

2. 住民のエコロジー教育、休息の組織、ツーリズムの発展と結合させながら、北方少数民族の伝統的居住地を含む自然を保護する目的で、自然環境保護の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関の提案にしたがって、ロシア連邦政府、ロシア連邦構成共和国大臣会議により国民自然公園が設置される。

3. 国民自然公園の領域においては、経済活動ならびに公園設置の目的および課題に矛盾しもしくは自然環境に損害を与えるその他の活動が禁止される。

4. 国民自然公園は、その領域が自然保護、レクリエーション、文化・啓蒙およびその他の目的での使用が予定されている自然保護施設である。

5. 天然資源の保護および合理的利用のために国民自然公園の領域において、自然保存レジーム地帯、自然利用規制レジーム地帯、レクリエーションの利用地帯が設置される。国民自然公園の周辺には自然利用制限レジームをともなった保護地帯がもうけられる。

6. 国民自然公園レジームはその保護局によって保障される。

第64条 天然記念物

1. 遺物的、学術的、歴史的、エコロジ的・文化的意義をもち、国家の特別の保護を必要としている、個々のユニークな自然的客体および自然複合体は天然記念物と宣言される。

2. 自然的客体および複合体はロシア連邦の自然保護の分野において特別に権

限を与えられた国家機関の提案にしたがって、ロシア連邦政府、ロシア連邦構成共和国大臣会議、道、州、自治州および自治管区の人民代議員ソビエトの決定によって天然記念物と宣言される。

3. 天然記念物と宣言された自然的客体および複合体は、経済的利用から完全に除外される。

4. その領域内に天然記念物と宣言された自然的客体および複合体がある企業、施設、組織はそれらの状態および保存にたいして完全な責任を負う。

第65条 珍種でありかつ絶滅のおそれのある動植物の保護

1. 珍種でありかつ絶滅のおそれのある動植物の保護のためにロシア連邦レッド・ブック、ロシア連邦構成共和国レッド・ブックが制定される。

2. レッド・ブックに載せられた種に属する動植物は、いたるところで経済的利用が差し止められる。これらの動植物の数の減少に導く、およびこれらの存在環境を悪化させる活動は禁止される。

3. その領域内にレッド・ブックに載せられた種に属する動植物のある企業、施設、組織、その他の土地利用者はこれらの種の動植物の保護及び再生産に関する措置をとらなければならない。

4. 珍種でありかつ絶滅のおそれのある動植物の保護およびロシア連邦レッド・ブック、ロシア連邦構成共和国レッド・ブックの運用の手続きは、ロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の立法によって定められる。

第66条 保養地帯および治療・健康増進地帯の自然の保護

1. 自然の治療的特性、鉱泉、病気治療および予防にとって好適な気候の条件およびその他の条件を持った、特別に保護される地域および水域は保養地帯および治療・健康増進地帯と認められる。

2. 保養地帯および治療・健康増進地帯の自然的特性および治療手段を守り、それらの劣化、汚染および早期の涸渇を予防する目的で、その内部で土壌、水源、大気を汚染し、森林に損害を与えおよび特別保護地域の治療的特性ならびに衛生状態に否定的影響を与える作業の実施が禁止される衛生保護区が設置される。

3. 地域を保養地帯および治療・健康増進地帯に宣言する手続き、それらの保護のレジームはロシア連邦政府によって承認される規程によって定められる。

上記地帯における土地の利用手続きは、ロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の立法によって定められる。

第67条 緑地帯の保護

1. 都市および工業地点の周辺には、環境保護的（環境形成的、エコロジー的）、衛生防衛的およびレクリエーション的機能を果たす地域として森林公園の防衛ベルトを含む都市近郊緑地帯が区画される。

2. 緑地帯においては、エコロジー的、衛生防衛的およびレクリエーション的機能の遂行に否定的影響を与える経済的活動が禁止される。

3. 緑地帯の限界は、ロシア連邦構成共和国の首都、^{クライ}道および州の中心地にたいして、照応する共和国の大国会議、^{クライ}道および州の人民代議員ソビエトによって定められる。

第10篇 エコロジー・コントロール

第68条 エコロジー・コントロールの任務

1. エコロジー・コントロールは以下のことを任務としている：経済活動およびその他の活動の影響による、自然環境の状態および自然環境の変化の監視；自然の保護、天然資源の合理的利用、自然環境の健康化、自然保護立法の要求および自然環境の質の基準指数の順守に関する計画および措置の遂行の点検。

2. エコロジー・コントロールの体系は、国家的自然環境状態監視局、国家的、

生産現場的、社会的コントロールからなる。

第69条 国家的自然環境状態監視局

1. 国家的自然環境状態監視局は、自然環境において進行しつつある物理的、化学的、生物学的のプロセス、大気、土壌、水の汚染水準ならびに動植物界に対する汚染の影響の監視；関心をもつ組織および住民に対する自然環境における変化についての定期および緊急の情報ならびに自然環境の状態の予告および予報の提供の目的をもって組織される。

2. 国家的自然環境状態監視局は、都市、工業中心地、河川湖沼、個々の地域、および宇宙空間における監視システムを通じ、省庁の参加を伴い、自然環境保護の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって実現される。

3. 国家的自然環境状態監視局の組織および活動の手続きは、ロシア連邦政府によって承認される規程によって規制される。

第70条 国家的エコロジー・コントロール

1. ロシア連邦における国家的エコロジー・コントロールは、ロシア連邦最高ソビエト、ロシア連邦構成共和国最高ソビエト、ロシア連邦政府、ロシア連邦構成共和国大臣會議、^{クライ}道、州、自治州、自治管区の地方人民代議員ソビエト、ならびに自然環境保護、衛生防疫の監視の分野におけるロシア連邦の特別に権限を与えられた国家機関によって実現される。

2. 国家的エコロジー・コントロールの役職員は、定められた手続きにおいてその権限に応じて以下の権利を持つ：

部隊ならびに軍・内務機関および国家保安機関の特殊の客体および部局をふくみ、所有形態および所属の如何を問わず企業、施設、組織を訪れ、その職務上の義務を遂行するために不可欠な文書、分析結果、その他の資料を閲覧する権利；

浄化設備およびその他の無害化装置、それらのコントロール手段の作動ならびに自然環境の質の基準指数、自然保護立

法の順守、自然環境の保護に関する計画および措置の遂行を点検する権利；

有害物質の排出、放出、配置の権利の許可を与える権利；

衛生防疫の監視機関との合意にしたがい、有害物質を自然環境の恒常的汚染源として排出、放出する基準指数を定める権利；

国家的エコロジー的鑑定を指定し、この鑑定の結論の履行の監督を保障する権利；

明らかにされた欠陥の除去を要求し、付与された権限の枠内において、客体の配置、設計、建設、再建、操業開始および操業に関し指示または結論を与える権利；

定められた手続きにしたがって、有責なもの行政的責任を問い、有責ものの規律上、行政上もしくは刑事上の責任追求に関する資料を提出し、自然保護立法違反により自然環境もしくは人の健康に対して与えられた損害の賠償に関する訴えを裁判所もしくは仲裁裁判所に提出する権利；

企業、施設、その他の客体の活動、ならびに自然環境に害を与え、人の健康に対して潜在的危険をもたらす任意の活動の制限、停止および中止に関する決定を採択する権利。

上記決定は、全ての省、庁、企業、施設、組織、役職員および市民にとってその履行が義務的である。これらの決定に基づき、それぞれの銀行施設は、禁止された活動への財政措置を、国家エコロジ

一監督機関による禁止決定の取り消しにいたるまで、中止する。

3. 国家エコロジー監督機関および役職員の決定は裁判所または仲裁裁判所に提訴することが出来る。

第71条 生産現場のエコロジー・コントロール

1. 生産現場のエコロジー・コントロールは、企業、施設、組織のエコロジー局によって実現され、自然保護および環境の健康化ならびに天然資源の合理的利用および再生産に関する計画および措置の実施を点検すること、自然環境の質の基準指数を順守すること、自然保護立法の要求を遂行することその目的とする。

2. 生産現場のエコロジー・コントロ

ールの組織手続きは、本法に基づき、企業、施設、組織によって承認された規程によって規制される。

第72条 社会的エコロジー・コントロール

1. 社会的エコロジー・コントロールは、ロシア連邦労働組合およびその他の社会団体、勤労集団、市民によって実現され、省・庁、所有形態および所属の如何に関わらず、企業、施設、組織、また役職員、市民による本法の要求の履行の点検をその課題とする。

2. 社会的エコロジー・コントロールの実施手続きは、本法およびロシア連邦労働組合、勤労集団、社会団体に関する立法によって規制される。

第11編 エコロジー教育、研究

第73条 エコロジー教育の普遍性、総合性および継続性

社会のエコロジー文化および専門家の職業教育の向上のために、就学前教育および学校教育、中等・高等教育施設における職業教育、専門家の資格向上教育の全課程を包括する、ならびにマスコミ手段を通ずる普遍的、総合的および継続的エコロジー教育体系がうちたてられる。

第74条 教育施設におけるエコロジー知識の教授の義務性

1. 就学前教育施設、専門分野に関わらず中等・高等教育施設の全てにおける、市民のエコロジー文化の形成のために必

要な最小限のエコロジー知識の獲得は、エコロジー知識の基礎の義務的教授によって保障される。

2. 中等・高等教育施設においては、専門分野に応じて、自然環境保護および合理的自然利用にかんする特別教程の授業が規定される。

第75条 指導的勤務員および専門家に対する職業的エコロジー教育

1. ロシア連邦の領土内において、自然環境およびひとの健康に悪影響を与える活動に関係している、省・庁、企業、施設および組織の指導者、その他の役職員、専門家および市民は必要なエコロジ

一的素養を身につけなければならない。
この素養は、勤務員の役職への任命、資格審査および再審査に際して考慮される。

2. この必要な素養を身につけていないものは、照応するエコロジー知識を必要とされる仕事に振り向けられない。

第76条 エコロジー知識の普及

1. 自然に対する注意深い態度を養い、自然の富を合理的に利用する目的で、エコロジー知識ならびに自然保護立法の普及がはかられる。

2. エコロジー的およびエコロジー法的知識の普及はロシア連邦の国家機関、労働組合、社会団体、マスコミ手段によって実現される。

第77条 学術のエコロジー研究

1. ロシア科学アカデミー、部門別科学アカデミー、科学技術、自然保護、教

育に関連する国家諸機関、省・庁、学術施設、高等教育施設は自然環境の保護および健康化、天然資源の合理的利用および再生産の分野における学術的研究の総合的プログラムおよび計画を作成かつ承認し、ならびに効果的なエコロジー研究および達成された成果の適用の為の必要な条件を作り出す。

2. 学術施設の学者および専門家は、総合的、目的意図的プログラム(国際的、共和国的、地域的)、プロジェクト作業の作成と実現に参加し、科学技術的および鑑定の会議の構成メンバーにはいり、プロジェクトのエコロジー的鑑定に関する結論を出し、合理的自然利用および自然環境保護の実践的課題の解決に援助を与え、また自己の考案の学術的結果に対して個人的責任を負う。

第12編 自然環境保護の分野における紛争の解決

第78条 企業、施設、組織および市民の間での自然環境保護の分野における紛争の解決

1. 企業、施設、組織の間での自然環境保護の分野における紛争は、ロシア連邦の立法によって定められた手続きによって人民代議員ソビエトによって解決される。

2. 市民の参加を伴う自然環境保護に関する紛争は、裁判手続きによって審理される。

3. 自然環境およびひとの健康に対す

る損害の賠償と関連する財産的紛争は、その権限に照らして裁判所または仲裁裁判所によって解決される。

第79条 ^{クライ}ロシア連邦構成共和国、道、州、自治州、自治管区の領土内にある企業、施設、組織の間での自然環境保護の分野における紛争の解決

1. ^{クライ}ロシア連邦構成共和国、道、州、自治州、自治管区の領土内にある企業、施設、組織の間での自然環境保護の分野における紛争は、利害関係のあるロシア

連邦構成共和国、自治州および自治管区、^{クライ}道、州の代表者から均等原則によって構成される委員会によって審理される。もしも委員会が同意された解決に達しない場合には、紛争はロシア連邦最高ソビエトによって解決され、この解決は最終的なものである。

2. ロシア連邦を構成する相異なる諸共和国、^{フツイ}道、州、自治州、自治管区の領土にまたがって存在する企業、施設、組織の間における自然環境保護の分野における財産的紛争は、ロシア連邦の最高仲

裁裁判所によって審理される。

第80条 ロシア連邦およびその他の主権国家の領土内にある企業、施設、組織の間での自然環境保護の分野における紛争の解決

ロシア連邦およびその他の主権国家の領土内にある企業、施設、組織の間での自然環境保護の分野における紛争は、主権国家間の協定によって定められた手続きによって解決される。

第13編 エコロジー的法違反に対する責任

第81条 エコロジー的法違反に対する責任の種類

エコロジー的法違反、すなわち自然保護立法に違反し、自然環境およびひとの健康に損害を与える有責〔故意過失ある〕違法な行為にたいして、本法ならびにロシア連邦およびロシア連邦構成共和国のその他の立法的アクトに従い、役職員および市民は懲戒責任、行政法上の責任もしくは刑事上の責任、民法上の責任、物的責任を、また企業、施設、組織は行政法上の責任および民法上の責任を負う。

第82条 エコロジー的違反行為に対する懲戒責任

1. 企業、施設、組織の役職員およびその他の有責な〔故意過失ある〕従業員は、規程、定款、内規に従って、自然の保護および天然資源の合理的利用に関する計画および措置の未達成に対し、また

自然環境の質の基準指数および労働上の機能もしくは職務上の地位に由来する自然保護立法の要求に対する違反に対し懲戒責任を負う。

2. 企業、施設、組織の役職員およびその他の有責な〔故意過失ある〕従業員は、自然の保護に関する計画および措置の未達成、自然環境の質の基準指数、もしくは自然保護立法に対する違反に対し、賞与もしくはその他の奨励手段を全部もしくは一部剥奪され得る。

第83条 エコロジー的法違反による損害の発生に有責な〔故意過失ある〕役職者およびその他の勤務員の物的責任

その者の責任〔故意過失〕によって、企業、施設、組織が、エコロジー的法違反によって引き起こされた損害の賠償に関する支出を余儀なくされた役職員およ

びその他の従業員は、労働立法にしたがって企業、施設、組織に対して物的責任を負う。

第84条 エコロジー的違法に対する 行政法上の責任

1. 以下に列挙するエコロジー的違法の遂行において有責である〔故意過失ある〕役職員および市民、企業、施設、組織は行政手続きによる罰金が後掲のように科せられる：

自然環境の質の標準要件、規範およびその他の基準指数の不順守；

国家的エコロジー的鑑定の実施に関する義務およびエコロジー的鑑定の結論に含まれる結論の要求の不履行、ならびに明白に不正確かつ根拠のないエコロジー的結論の提出；

企業、建造物、生産工学的ラインおよびその他の客体の計画化、技術的・経済的裏付け、設計、配置、建設、再建、操業開始、操業の際におけるエコロジー的要求への違反；

自然環境の汚染、およびその結果としての、ひとの健康、動植物界、市民および法人に対する損害の発生；

天然記念物を含む自然の客体の損壊、損傷、滅失、自然保存区複合体、自然的・エコロジー的体系の衰退および荒廃；

動植物界の客体ならびに植物、動物および鉱物コレクションの採取、収集、調達、販売、買い付け、入手、交換、発送、輸出入に関する定められた手続きおよび規則に対する違反；

荒廃した自然環境の回復および天然資

源の再生産に関する義務的な措置の不履行；

国家的エコロジー・コントロールを実施する機関の指示に対する不服従；

産業廃棄物および日常生活廃棄物の無害化、加工、再利用、集積または埋立てに関するエコロジー的要求に対する違反；

放射生素材、科学物質およびその他の有害物質の国民経済における利用および埋立ての際におけるエコロジー的要求の不順守；

放射能作用の限界許容水準の定められた基準数値超過；

騒音、振動、磁場およびその他の有害な物理的作用の限界許容水準の定められた基準数値超過；

自然環境に対する生物学的作用の限界許容水準の、定められた基準数値超過、微生物および生物学的物質の保存および利用手続き違反；

地球オゾン層に悪影響を及ぼす禁止された科学物質および産業廃棄物の生産および使用；

自然保護活動と結びつかない目的のための、共和国的および現地的エコロジー・フォンドの資金の不法な支出；

自然環境の状態および放射能状態に関する適時ではないもしくは歪められた情報の提供、適時の、完全な、信頼に値する情報提供の拒否。

罰金の額は以下の通り：

市民に対しては、ロシア連邦において定められた最低賃金の額ないしその10

倍；

役職員に対しては、ロシア連邦において定められた最低賃金の3倍ないし20倍；

企業、施設、組織に対しては、50,000ないし500,000ルーブル。

2. 科せられる罰金の具体的金額は、犯された法違反の種類、違反者の故意過失および損害の程度に応じて、罰金を科する機関によって定められる。

3. 上記の法違反に対する罰金は、ロシア連邦の自然環境の保護、衛生防疫的監視の分野における特別の権限を与えられたロシア連邦の国家機関ならびに労働組合の労働安全監督機関によって、その権限の範囲内で科せられる。罰金を科することに関する決定は、裁判所または仲裁裁判所に提訴することができる。罰金

を科することは、有責者に対し損害賠償の義務を免除するものではない。

4. 取り立てられる罰金の額は、国家的エコロジー・フォンドの特別口座に計上される。

第85条 エコロジー犯罪に対する刑事責任

エコロジー犯罪、すなわちロシア連邦において定められたエコロジー的法秩序、社会のエコロジー的安全を侵害し、自然環境およびひとの健康に損害を与える社会的危険行為において有責な（故意過失ある）役職員および市民は、ロシア連邦刑法典によって規定された刑事責任を負う。

第14編 エコロジー的法違反によって引き起こされた損害の賠償

第86条 エコロジー的法違反によって引き起こされた損害の完全賠償の義務

自然環境の汚染、天然資源の損壊、滅失、損傷、不合理な使用、自然のエコロジー・システムの破壊、およびその他のエコロジー的法違反により、自然環境、ひとの健康および財産、国民経済に対して損害をひきおこした企業、施設、組織および市民は、現行立法にしたがって損害を完全に賠償しなければならない。

第87条 エコロジー的法違反によって

引き起こされた損害の賠償手続き

1. エコロジー的法違反の結果として自然環境に与えられた損害の賠償は自発的にまたは裁判所もしくは仲裁裁判所の判決により、定められた手続きで確定された損害金額表および損害額算定方法にしたがって、またこれらの金額表および算定方法が存在しない場合には、逸失利益をふくむ生じた損害を算入しつつ、自然環境の荒廃した現状の回復のための事実上の支出にしたがって行われる。

2. 裁判所もしくは仲裁裁判所の判決によって取り立てを受ける損害額は、自然環境における損失の回復に関する措置を講ずるために被害者（市民、企業、施設、組織）に対して賠償され、または、被害を受けた客体が一般の利用に供されている場合には、国家的エコロジー・ファンドに算入される。

3. 複数の加害者が存在する場合には、取立は、現地開発調査組織、立案組織、建設組織を含め、損害発生における各人の寄与分に応じて行われる。

4. 裁判所もしくは仲裁裁判所の決定により、当事者の合意に従い、損害は被告の労力および資金により自然環境を回復する義務を被告に対し課するという方法で現物で賠償されることができる。

第88条 自然環境に対して高度危険源によって引き起こされた損害の賠償

その活動が自然環境に対する高度な危険と結びついている企業、施設、組織は、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国民法典第454条にしたがい、自然環境およびひとの健康に対してひき起こされた損害を賠償しなければならない。

第89条 自然環境の好ましくない作用により市民の健康に引き起こされた損害の賠償

1. 企業、施設、組織もしくは個々の市民の活動によって呼び起こされた、自然環境の好ましくない作用の結果として市民の健康に引き起こされた損害は、完全に賠償されなければならない。

2. 市民の健康に対する損害の額の決定に際しては、以下の事柄が考慮される：被害者の労働能力喪失の程度、治療および健康回復のための必要な出費、病人の看護のための費用、およびその他の費用——ここには逸失された職業的能力、住所、生活様式、職業の変更と結びついた出費、ならびに精神的痛み、子を持つ可能性の喪失、生まれつきの障害を持つ子の出生の危険と結びついた損失がふくまれる。

3. 市民の健康に対する損害の賠償は、被害者、その家族員、検察官、権限を与えられた国家行政機関、被害者の利益を代表する社会团体からの訴えにより裁判所の判決にもとづいて行われる。

4. 市民の健康に対して与えられた損害に対する金額は、損害の原因者から取り立てられ、原因者が確定出来ない場合には、照応するエコロジー・ファンドの資金から支出される。

第90条 市民の財産にたいして引き起こされた損害の賠償

1. 経済的およびその他の活動によって引き起こされた自然環境の好ましくない影響の結果として、市民の財産に与えられた損害は、完全に賠償されなければならない。

2. 企業、施設、組織および市民の活動によって引き起こされた自然環境の好ましくない影響の結果として、市民の財産に与えられた損失の算定に際しては、建築物、住宅および作業場所、設備、財産の損壊および価値の低下と結びついた

直接の損失，および収穫の喪失，土壌の肥沃度の低下およびその他の有害な結果による逸失利益が考慮される。

第91条 エコロジー的に有害な活動の中止に関する訴

1. 企業，施設，組織および市民は裁判所もしくは仲裁裁判所に，ならびに市民は裁判所に，市民の健康および財産，

国民経済および自然環境に損害を及ぼすエコロジー的に有害な活動の中止に関する訴を提起する権利がある。

2. エコロジー的に有害な行為の中止に関する裁判所，仲裁裁判所の判決は，その活動に対して照応する銀行施設が行う財政措置を中止する根拠である。

第15編 自然環境保護の分野における国際協力

第92条 自然環境保護の分野における国際協力の原則

1. ロシア連邦は自然環境保護の分野における政策において，現在および将来の世代のために全般的エコロジー的安全を保障し，国際的自然保護協力を発展させる必要性から出発し，また以下に示す諸原理にしたがう：

各人はもっとも好適なエコロジーの条件のもとに生きる権利を持つ；

各国は，自国の市民の発展および需要の充足を目的として，自然環境および天然資源を利用するための権利を持つ；

一国のエコロジー的安寧は，他国を犠牲にしてもしくは他国の利益を無視しては保障され得ない；

国家の領土において実施される経済活動は，その管轄範囲の内外を問わず自然環境に損失を与えるべきではない；

そのエコロジー的結果が前もって明らかでないような経済的およびその他の活動は，どのようなものであれ認められない；

国際的に承認された基準および指標に基づいて，自然環境および天然資源の状態および変化に対する，地球的，地域的および国家的水準でのコントロールが確立されなければならない；

自然環境および先端的自然保護技術の諸問題に関する科学技術情報の自由かつ障害のない国際的交換が保障されなければならない；

諸国はエコロジーの非常事態において互いに援助しなければならない；

自然環境の諸問題と結びついた全ての問題は平和的手段のみによって解決されなければならない。

第93条 自然環境保護の分野における条約

自然環境の分野において，ロシア連邦によって締結された条約により，ロシア連邦の立法に含まれているものとは異なる別の規則が定められる場合には，条約の規則が適用される。

第94条 ロシア連邦およびロシア連邦構成共和国の自然保護立法の

順守に関する外国の法人および市民、無国籍者の義務

外国の法人および市民、無国籍者はロシア連邦の領土において本法、ロシア連

邦およびロシア連邦構成共和国のその他の法令の要求を順守しなければならない、またその違反に対して責任を負う。

ロシア連邦大統領
B. イェーリツィン

付：底本の序言

1991年12月19日ロシア連邦最高ソビエトは「自然環境保護に関する法律」を採択した。同法は、ロモノーソフ記念モスクワ国立大学エコロジー法講座の草案をもとにして、各種の研究所、教育機関、省・庁、法保護機関、国際組織の広範な参加をえつつ、最高ソビエトのエコロジーおよび天然資源の合理的利用の諸問題に関する委員会によって準備されたのであった。

今日の諸条件のもとにおいてこのような法律を採択する必然性は、ふたつの原因、すなわち、エコロジー的危機および市場への移行の展望によって呼び起こされたものである。自然環境の悪化をくい止め、これとともに自然にたいする市場経済の悪影響を未然に防がなければならない。

エコロジーとエコノミーとの、ひとのエコロジー的利益とエコノミックな利益との矛盾を解決する道の探求は、どちらか一方の利益を犠牲にすることによって他方の利益をはかるという方法にもとづいては不可能である。これら両者の利益の合理的調和こそが求められる。そしてこのような調和の形式として現れるものが法律なのである。

旧ソ連においてもそうであったが、ロシアには自然環境保全の分野における一般法がかけていた。1963年に採択されたロシア社会主義連邦ソビエト共和国の「自然保護法」はとっくに古くなってしまった。立法においては天然資源に関する分野別法律が幅をきかせていたが、それらは自然環境保全の総合的諸問題を解決するものではなかった。

ロシア・エコロジー立法のこの空白を埋める、ロシア連邦の「自然環境保護に関する」法律は、以下の基本的特徴を有する：

第一に、本法は直接的効力を有する、総合的な、首位の座に位置する立法的アクトである。法律の側からの規制対象となっているのは自然保護の諸関係であり、それは以下の三つの課題の遂行を内に含んでいる：自然環境の保全、経済活動の自然およびひとの健康に対する悪影響の防止、自然環境の質の健全化および向上。本法はエコロジー立法システムの頂点に立つ。このことは、自然保護の諸問題において、他の法律の規範は本法に反してはならない、ということの意味する。本法は直接効をもつ、すなわち、その諸規範は（わずかの例外をのぞき）何等の補充的アクトー決定、訓令、規程などなしで効力を有する。

第二に、本法の総路線は、ひとの健康の保護に最重点をおきつつ、エコロジー的利益とエコノミックな利益との科学的に根拠ある調和を保障しようということにある。このような合理的調和を得るための手段も定められている。それは、自然に対する経済の作用の限界許容基準なのであり、この基準の超過は自然環境およびひとの健康にたいして害を与える危険性をうみだす。

第三に、土地法典、地下資源法、森林法典、水法典など、保護規則が天然の客体を対象としているような、照応する諸部門別の法律とはことなり、本法は自然環境およびひとの健康にたいする有害な作用の源泉にむけられたエコロジー的な要求を定式化している。

第四に、本法の中心的なテーマは、ひとであり、その生命および健康の自然環境の好ましくない影響からの保護ということである。ひとは、ここにおいては、自然環境に作用を及ぼし、自己の活動の結果に対して責任を負う主体として、またこのような作用にさらされ、被った損害の補償を求める権利と保障を与えられている客体として、ふたつの側面から考察されている。

第五に、本法の諸規範は、本法の指示するところを履行するためのメカニズムをさだめている。そのメカニズムは、エコロジー法的指示の違反者にたいする行政法的作用手段とならんで自然環境保護へと経済主体を経済的に刺激することを内包するシステムからなっている。こゝに含まれるのは、自然環境保護の経済的メカニズム、エコロジー的鑑定、エコロジー・コントロール、エコロジー的に有害な客体の活動の制限、停止、中止に関する権限、行政的、刑事的責任、法違反によって引き起こされた損害の賠償、エコロジー教育である。

本法適用の効率は、自然環境保護機関、法保護機関の組織的活動の水準、市民のエコロジー的および法的規律、われわれの社会における経済的および政治的安定性にかかっている。

V. P. ヴォルフォロメイエフ
エコロジーおよび天然資源の合理的利用に
関するロシア連邦最高ソビエト委員会議長

V. V. ペトローフ
ロモノーソフ記念モスクワ国立大学エコロジー
法講座主任教授, ロシア共和国功労科学活動者

付記 本稿は1992年度早稲田大学特定課題研究「自然保護と環境権—比較法的
研究」における成果の一部である。